

第23回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成25年12月25日(水) 午後1時30分～午後2時00分			
開催場所	新潟市役所本庁舎 本館 6階 議会第4委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会 長	大熊 孝	出		
会長職務代行	西村 伸也	出		
	山中 知彦		欠	
	黒野 弘靖		欠	
	村山 和恵		欠	
	高松 智子	出		
	長谷川 美香	出		
	砂田 徹也		欠	
	高橋 昌子	出		
	中村 脩	出		
	高橋 愛子	出		
	佐藤 妙子	出		
	伊藤 里恵子	出		
	小田 等	出		
	番場 優	出		
	加藤 紘一	出		
	渡邊 英慎	出		議事録署名
	遠藤 修司		欠	
	窪田 勝夫	出		議事録署名
	高橋 猛		欠	

(玉木まちづくり推進室長)

定刻になりましたので、只今から、第23回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課まちづくり推進室室長の玉木と申します。よろしくお願いいたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。本日の議案は、10月の第22回新潟市景観審議会においてご意見をいただいております、広告物活用地区の指定について。それに関連しまして、広告物協定地区の認定についてでございます。大熊会長のお手元に諮問書を、また、各委員の皆様のお手元にはその写しを置いてございます。本日の景観審議会において、答申をいただきたいと考えております。委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜り、地区の指定及び協定の認定を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況を報告します。新潟県立大学国際地域学部教授の山中知彦様、新潟大学工学部准教授の黒野弘靖様、弁護士の砂田徹也様、一般社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事の遠藤修司様、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の高橋猛様、以上の5名におかれましては、本日、ご欠席であることを報告いたします。なお、村山委員におかれましては今のところ、欠席の連絡は届いておりません。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日の次第です。続いて、座席表です。それから、第12期新潟市景観審議会委員名簿。それから、本日の議案書です。最後に、参考資料としまして、万代地区における屋外広告物の新たなルールと書かれた資料です。以上、5点でございます。過不足等ございましたらお申し出ください。

ございませんでしょうか。次に、会議の進め方等についてご説明させていただきます。本会議は議事録作成のため録音しておりますので、必ずマイクを使用のうえ発言前にお名前をお願いいたします。マイクの使用方法ですが、発言の際にマイクをご自分のほうに向けてボタンを押してください。マイクが入ると赤いランプが点灯いたしますので、このランプの点灯を確認のうえ、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら再度ボタンを押していただき、赤いランプが消えたことを確認していただきたいと思っております。

なお、本会議は公開することとなっておりますので、作成した議事録はホームページなどに掲載いたします。あらかじめご了承ください。

それでは、会議に入ります。会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(大熊会長)

皆さん、ご苦労さまです。

今日は、珍しく諮問ということで、答申しなければならないということです。小磯先生が会長の時も1回くらいしかなかったと思いますけれども、滅多にないのです。そういう意味では、今日は正規の審議会ということですので、諮問があり答申するというところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員20名の内、今現在14名です。村山委員が来られれば15名ということで、もともと過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

今日は、傍聴者がマスコミも含めていらっしゃらないようで、少し残念ですが、このまま進めてまいりたいと思います。

最初に、今日の議事録署名人ですが、こちらにおられる窪田勝夫委員と渡邊英愼委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。議事の(1)と(2)は共通するところもありますので、一括して事務局からご説明をお願いしたいと思います。最終的な審議に関しては一つずつ確認したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

(鈴木都市計画課長)

都市計画課長の鈴木でございます。今日は、暮れも押し迫った、またクリスマスの時期にもかかわらずご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、去る10月24日に開催しました、第22回新潟市景観審議会におきまして、万代地区における屋外広告物の新しいルールづくりとして、今回の議案であります広告物活用地区の指定の取り組みについてご報告させていただいたところでございます。その際、各委員からは、積極的に広告物を活用する必要がある地区という観点から指定するのに、現状の制限よりも厳しくなる区域をそもそも活用地区に含めるのか、また、禁止物件の緩和について、幹線道路に係る連絡通路の広告物の設置については、ほかの連絡通路と考え方を変えてもいいのではないかという意見をいただいたところでございます。

スクリーンをご覧ください。また、本日、参考資料としてスクリーンと同じ内容の資料を配付させていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

事務局で見直した結果、万代地区における屋外広告物の新たなルール、上段の緑色で囲っているものでございますが、それにつきましては、左側、オレンジ色の囲いですが、地区内の屋外広告物を積極的に活用するため、現行の条例の基準を緩和する広告物活用地区の指定。それから、右側、ブルーの囲いになりますが、景観に配慮するため、現行の制限よりも厳しい自主的な基準を規定した広告物協定地区の認定です。この二つの取り組みによって景観を維持向上させながら、商業活動を活性化させることとしたところでございます。

具体的な区域ごとにつきましては、スクリーンに映した区域図のとおりです。オレンジ色で囲まれているところについては広告物活用地区の指定として、また、画面の左側になりますが、水色で囲まれたところにつきましては協定地区の認定という二つの取り組みを、本日の付議案件として審議会にお諮りするものでございます。

それでは、1号議案から順次説明させていただきます。議案書の1ページをごらんください。議案第1号、新潟市屋外広告物条例第13条の規定による広告物活用地区の指定についてです。スクリーンをご覧ください。ご覧いただいているスライドは、本市の屋外広告物条例の条文を記載しております。第13条がこの活用地区になりますが、第13条第1項では、赤字の部分になりますが、市長は広告物を積極的に活用する必要があると認める区域を指定することができるということ。また、第2項では、その地区内において広告物を表示し、または設置する場合に限り、高さや表示面積を定めた規格基準、また、広告物を設置することができないことを定めた禁止物件の規定を適用しないことと定めています。

この条例を模式図に表したものをスクリーンに映し出してございます。広告物活用地区とは、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域であれば指定することができ、また、市長が定める基準に適合した広告物を表示する場合は、現行条例の規格基準及び禁止物件の規定は適用しなくてもよい地区ということになります。この活用地区につきましては、札幌市や金沢市などで既に指定している地区もございますが、新潟県内では初めての指定となります。

それでは、議案書の1ページにお戻りください。まず、1、広告物活用地区の名称です。名称は万代シティ広告物活用地区とします。次に、2、広告物活用地区の目的としましては、万代シティ地区は、今年で40周年を迎えたところでございますが、ラブラ万代や伊勢丹をはじめとした大型商業施設の集積とバスセンターとしての交通の結節点として、今後とも歩行者に向けた屋外広告物を活用しながら、地区内の都市空間の景観や明るく安全なイメージ、賑わいの演出などを維持向上させながら、商業活動の活性化を一層図ることとしています。

次に、3、広告物活用地区の区域です。議案書の4ページの区域図をご覧ください。スクリーンの場合ですと、活用地区範囲については、赤く塗られました区域、議案書ですとグレーの網掛けがかかっている区域でございますが、面積は約6ヘクタールとなっております。これは万代シティ商工連合会商店街振興組合に加盟している建物を対象にしたところがございます。

次に、議案書の1ページにお戻りください。4、広告物活用地区の基準についてです。対象となります広告物の種類は壁面広告とし、基準については記載のとおりでございます。な

お、活用地区における基準の緩和についてはアンダーラインで明記しております。

現行との比較については、スクリーンをご覧ください。通常地域の規定をグレーの網掛けで、万代シティ地区の規定をオレンジで表してございます。建物の壁面に設置します壁面広告は、通常地域では地上からの高さ15メートル以下、表示面積は設置する建物の壁面の面積の4分の1以内となっていますが、万代シティ地区では高さも表示面積も規定なしといたします。ただし、スライドでご覧いただいております、緑色で示した国道7号、新潟市道の東港線などの幹線道路に面する建物の壁面につきましては、活用地区内の街区内と同様に高さの規制こそありませんが、表示面積の規制は壁面の総面積の4分の1以内とし、活用地区外との調和に配慮しているところでございます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。5、広告物活用地区の禁止物件についてです。具体的な禁止物件の緩和につきましては、スクリーンをご覧ください。まず、議案書の(1)では建物と建物を結ぶ高架構造物、ここでは連絡通路のことになりますが、禁止物件として、広告物を設置することは今現在できておりません。しかし、万代シティ地区においては、一部の連絡通路を除いては広告物を設置することを可能といたします。これは、前回の審議会で委員からのご意見にもありましたが、幹線道路の連絡通路については、活用地区指定の目的と少し異なることから、現行どおり設置は不可とします。このほかの具体的な箇所につきましては、スクリーンをご覧いただきたいと思っております。赤く塗られたところの連絡通路については、ラブラ万代とラブラ2、ラブラ万代とバスセンター、バスセンターとシルバーホテル、ビルボードプレイス1とビルボードプレイス2、このような二車線、一方通行の道もありますが、その道路については連絡通路への広告物の設置は可能とします。ただし、東港線の伊勢丹とビルボードプレイス1を結ぶ連絡橋、それと、市道弁天町線のバスセンターと伊勢丹を結ぶ青色の連絡通路の2か所につきましては、4車線ないし幹線道路でございまして、連絡通路への広告物の掲出は現行どおり設置は不可としてございます。

次に、禁止物件の緩和の二つ目は、イベント告知などの簡易広告物について、地区内であれば電柱や街灯などにも設置することを可能としております。ただし、設置する場所の所有者の同意が前提となるところでございます。

最後に、6、広告物活用地区の景観事前協議についてです。活用地区内で壁面広告を掲出する際に、景観アドバイザーを活用した景観事前協議を行っております。その規定は記載のとおりでございます。現行との比較につきましては、スクリーンをご覧ください。通常地域では、高さが15メートルを超える広告物を対象として景観アドバイザー制度を活用した景観事前協議を行っております。万代シティ地区でも同様に景観事前協議を行いますが、事前協議の前に商店街組合による自主審査を行うことで、地区としても自主的に景観に配慮する

取り組みを行うこととしております。また、ラブラ万代とバスセンタービルのそれぞれの国道7号、また、市道東港線に面する壁面に設置される広告物につきましては、15メートル以下の広告物も含めましてすべて自主審査と景観事前協議を行い、今後とも良好な景観形成に努めることとしております。

以上で、議案第1号の説明を終了いたします。

引き続き、議案第2号についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。議案第2号、新潟市屋外広告物条例第14条の規定による広告物協定の認定についてご説明させていただきます。はじめに、スクリーンをご覧ください。ご覧いただいているスライドは、条例の条文を記載してございます。今度は第14条の規定になりますが、第14条第1項では、土地の所有者等は、景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定を締結し、市長に対しその認定を求めることができると定めてございます。また、第2項では、協定において定めるものを示し、目的、区域、基準、また、有効期間、違反があった場合の措置、実施に関する事項等を定めております。この協定地区につきましては、新潟市内でも既に鳥屋野潟湖南地区広告物協定地区、これは市民病院周辺の地区になりますが、平成21年2月に告示され、現在、運用されております。

それでは、議案書の6ページにお戻りください。協定書の案となります。この協定書の要点をまとめましたので、スクリーンをご覧ください。まず、目的と名称でございまして、この地区の目的としましては、地区内で屋外広告物に関する基準を定めることにより、本市を代表します景観である信濃川沿いにおいて良好な景観を形成し、風致を維持し、及び公衆への危害を防止することとしております。名称は信濃川右岸地区広告物協定とします。

スクリーンをご覧ください。協定地区の範囲につきましては、青く塗られた区域になってございます。現在、ビルボードプレイス2の敷地内でございますが、信濃川沿いの市道八千代幸西線、やすらぎ堤沿いの市道になりますが、その道路中心線から50メートルの区域を対象としてございます。協定地区内の広告物の基準についてですが、対象となる広告物の種類は屋上広告及び壁面広告としております。これも同じように、現行との比較についてスクリーンに映し出してございます。現行の規定をグレーの網掛け、今回の協定地区についてはブルーの欄の赤字で明記してございます。

まず、屋上広告につきましては、通常の地域では基準に適した高さ、表示面積であれば設置することはできますが、この協定地区内では、新たに設置することはできないこととなります。ただし、既存に設置されております屋上広告については、改修、移転または改造を行わない限りはこの限りではございません。次に、建物の壁面に設置します壁面広告では、協

定地区では高さ 10 メートル以下、総表示面積が 10 平方メートル以内、広告の種類は自家用広告物に限るということで限定してございます。

協定の対象となる現在の建物でありますビルボードプレイス 2 の信濃川に面する部分の立面図でございます。地上からの高さを赤破線で表示してございまして、これが約 10 メートルになります。また、総表示面積が 10 平方メートル以内となる壁面の広告ということで、大体、今ここにあります赤く囲った範囲が 10 平方メートルくらいの範囲としまして表してございます。

次に、地区内において広告物を設置する際の景観事前協議についてです。協定地区内に壁面広告を掲出する際に景観アドバイザーを活用した景観事前協議を行っております。その規定は記載のとおりでございます。現行との比較についてはスクリーンで映してございまして、今までと同じようにグレーが通常の現行の部分で、今回の協定はブルーの部分になります。現行は 15 メートルを超える広告物については事前協議の後許可申請という手続きを経えますが、協定地区については 15 メートルに関係なくすべての壁面広告を対象とし、商店街振興組合の自主審査を行った上で、通常どおりの景観アドバイザーを活用した景観事前協議を経て許可申請という流れになってございます。

次に、第 7 条関連の管理運用でございます。協定の実施、運営、管理につきましては、広告物活用地区と同様に、黄色い枠の万代シティ商工連合会商店街振興組合という非常に長い名前の組織でございますが、ここによりまして土地の所有者だけの義務ではなく、商店街組合を通じて協定を一体管理することとして定めてございます。

最後に、今ほど説明しました第 1 号議案及び第 2 号議案の共通となります、これら屋外広告物の新たなルールについて、これまでの取り組みについてご説明申し上げます。平成 25 年 7 月、万代シティ商工連合会商店街振興組合より、壁面広告の緩和に関して要望書をいただいたところでございます。その後、関係者と地元勉強会を重ねながらこの活用地区の指定に向けた検討を始め、景観アドバイザー会議ですとか、また、この審議会へのご報告をさせていただきながら素案を作成したところでございます。

スクリーンの中ほどにございます、平成 25 年 11 月から 1 か月間パブリックコメントを実施し、いただいた意見は 1 件でございました。意見の内容としては、スクリーンに映し出してございます。広告物の表示に関して、都市空間の景観維持などの観点から、造詣の深い学識経験者をメンバーとする審査会の意見を聴取する必要があると思いますという意見を 1 件いただいたところでございます。これに対して、私どもは、今までどおり、広告物を表示する際は景観アドバイザー等の意見を聞きながら事前協議を行うということと、さらに、この協定地区、指定活用地区の場合については自主審査というものも加えて景観形成に努めるこ

ととするという考え方から、パブリックコメントをいただいた意見がありましたけれども、素案どおりにしているところがございます。

本日、この審議会にて皆様方からご審議いただき、ご承認が得られれば、活用地区及び協定地区の告示と施行を平成 26 年 1 月に同時にしたいと考えてございます。今回の万代地区広告物の新たなルールを一つのモデルとして、今後とも地域特性に応じた景観作りに努めていきたいと考えてございます。

以上、雑ぱくではありますが、議案第 1 号及び第 2 号の説明を終わりたいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(大熊会長)

ありがとうございました。

その前に、傍聴の方がおられます。そして、写真撮影を希望されております。特に問題ないと思いますので、傍聴と撮影を許可したいと思います。よろしいですか。

では、よろしく願います。

今、議事について 1、2 ともご説明いただきましたけれども、これについて、ご意見あるいはご質問はいかがでしょうか。前回議論したところをかなり修正していただいたという形になっておりますけれども、広告物協定区域を設けて、この前議論になったところ、一部厳しくなるところは別にするということと、東港線沿いなどの連絡通路の上にはあまり広告物を掲げないということで、前回、中村委員でしたでしょうか、おっしゃったところを取り入れていただいて、こういう形にしたということでございます。

特に言うことはないですか。何かあれば一言でも。よろしいですか。そういうご意見も、ぜひ、いただきたいのです。

特に意見がなければ、早く終わるのもいいかと思っております。

それでは、一つずつ確認しながら行きたいと思っております。まず、議事 1 の新潟市屋外広告物条例第 13 条の規定による広告物活用地区の指定についてということで、原案どおりでよろしいでしょうか。

では、ご意見ないということで、原案どおり答申したいと思っております。

続きまして、議題 2 の新潟市屋外広告物条例第 14 条の規定による広告物協定の認定についてということで、ご意見ございませんか。

それでは、原案どおり了承ということで答申したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、二つとも了承ということでございますので、市長に原案どおり答申したいと思います。

ということで、早々終わってしまいましたけれども、よろしいですか。では、特にご意見なければ、司会のマイクを事務局にお返しいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

会長、ありがとうございました。

以上で、第23回新潟市景観審議会を閉会といたします。